

## 令和5年度定期監査(3)(土木工事)監査結果報告書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第1項および第4項の規定により、令和5年度定期監査(3)を実施したので、同条第9項の規定に基づき下記のとおり監査結果を報告する。

なお、本監査に当たっては、上野ひろみ前監査委員およびうすい民男前監査委員は令和5年5月29日まで関与し、小泉純二監査委員および石黒たつお監査委員は同年6月9日以降関与した。

### 記

#### 1 概要

##### 実施時期

令和5年5月22日から同年7月14日までの間において実日数4日間

##### 実施内容

練馬区監査委員監査基準および令和5年度練馬区監査基本計画に基づき、対象工事の計画、設計、積算および施工が適正に執行されているか等を、技術面を中心に検証した。

##### ア 一般的・共通留意事項

- (ア) 計画、調整および手続等が、適切かつ合理的に処理されているか。
- (イ) 設計は現場の実情に適合し、かつ合理的か。また、設計図書の表現は適切か。
- (ウ) バリアフリー、環境等への配慮はされているか。
- (エ) 積算は基準等に基づき適正に実施され、かつ単価、歩掛り等は適切か。
- (オ) 契約の方法および手続は、適正に行われているか。
- (カ) 工事のための提出書類および諸手続が、適切に実施処理されているか。
- (キ) 設計図書に沿って施工が適正、的確に行われているか。
- (ク) 現場等の安全管理は適切に行われているか。また、品質管理等は適正に行われているか。
- (ケ) 工事および工程の監督・管理(監理)は適切に行われているか。
- (コ) 検査は適正に行われているか。また、完了案件については、竣工後の手続は適切に処理されているか。

##### イ 重点事項

- (ア) 建設廃棄物の法令手続は遵守されているか。
- (イ) 児童生徒、周辺区民等の安全対策は適切に行われているか。
- (ウ) 法令等を遵守して施工をしているか。また、現場の監督・管理(監理)は適切に行われているか。

対象工事

ア 交通安全施設整備（舗装・街築）工事（主 56・主 32）

イ 橋梁修繕工事（てんびん橋、他 2 橋）

対象部課

ア 土木部道路公園課

イ 土木部維持保全担当課

ウ 土木部計画課

2 監査結果

監査の結果、適正に行われていた。